

## 第171国会 参議院文教科学委員会

09年6月11日

拡大教科書の普及促進等に向けた著作権改正法案の課題、特別支援学校に係わる寄宿舎機能の拡充強化などについて

○[那谷屋正義君](#) おはようございます。民主党・新緑風会・国民新・日本の那谷屋正義でございます。

今日は、八十分というお時間をいただきましたので、まず法案に関する質問の前に、まだいまだに感染が広がっている傾向の新型インフルエンザにかかわって、さきの予算委員会におきましてもそれについて何らかの補正予算で対応をするべきではないかという議論がされたところだというふうに思っておりますけれども、特に今修学旅行ということで、これはもう御案内だと思いますけれども、多くの学校がこのインフルエンザに感染を懸念してキャンセルをする等々が起こる中で、そのキャンセル料が発生したりしているわけでありまして。

文科省としては、このキャンセル料については、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用してそうしたところを補うというふうな方針のようでございますけれども、しかし、これだけでは決して一〇〇%の解決策とは言えないのではないかというふうに思うところであります。

まず、この実際の地域活性化・経済危機対策臨時交付金というものが運用されるに当たっては二つのハードルがあると。一つ目は、まず自治体内においてこの臨時交付金を対象事業として申請してもらうための合意形成がなければならないということ、それからさらには、最終的には内閣府が承認しなければならないというこの二つのハードル、そしてその手間、こういったものが出てくるわけでありまして。

総額一兆円ということになっておりますけれども、これは、多いようでもありますけれども、各省庁の思惑等も、あるいは背景に見え隠れする自治体間の分捕り合戦というふうなことが始まった途端に、キャンセル料といった後処理の案件については片隅に追いやられてしまう危険性が大ではないかというふうに思うところであります。

修学旅行というものの意義というものについてはもう大臣も十分認識されていると思っておりますけれども、子供たちの思い、そして願いを大切にしたいということであるならば、臨時交付金に仮にあぶれたキャンセル料というものが出来た場合には、人任せではなく、初中局の

予算を節減してでも、文科省の責任においてこの面倒を見るということをして是非お約束をしていただけないかというふうに思うところであり  
ます。

とりわけ今回、今少し終息とかなんとかという話にもなっていますが、この秋になるとこの問題が更に、ウイルスそのものも何か悪性を増すような話にもなっていますし、秋にも修学旅行が実は多くございますから、そういう意味では、この問題はここで終わりではなくて、この秋以降も非常に重要な、というか深刻な課題になってくるというふうに思いますので、是非大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

○**国務大臣（塩谷立君）** 新型インフルエンザの影響によりまして修学旅行等は中止あるいは延期になったということで、最近ではある程度終息して、例えば中止した場合でもまた改めて計画をして実施するような傾向が見られているわけございまして、是非、子供たちのやはり気持ちからすれば、できるだけ修学旅行を実施していただくように我々としては指導しているところでございます。

しかしながら、実際には一部キャンセル料が発生しておりまして、今お話に御指摘ありましたように、このキャンセル料については地域活性化の経済危機対策臨時交付金で活用するというように周知をしているところでございます。

現在のところ、これにあふれてという事例はまだ上がってきませんが、御指摘のとおり、今後、秋、またインフルエンザが流行したりして修学旅行に影響があった場合にはそういうこともある可能性があるわけございまして、そういう場合にはしっかりと我々としても対応が必要になってくると思っておりますので、その際しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○**那谷屋正義君** 検討するというふうに言っていたのは少し前進かと思えますけれども、いや、必ず対応するようにしますというふうに言っただけだと、すばっとこの質問を終わりたかったなというところでございますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、本法案の改正点の三つの柱の中の三本目に、障害者の情報利用の機会の確保を図るということが一つあります。そういう意味では、今日はせっかくの機会ですから、こうした障害者の権利保障、あるいはそれだけでなくていわゆるインクルーシブな世界、教育、こういったものに目を少し広げて御質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、寄宿舎という問題について、寄宿舎が置かれている状況につ

いてまず質問をしていきたいというふうに思います。

特別支援教育にかかわる寄宿舍問題が抱える課題解決へ、現実に基づいて確認するために、今日は皆様のお手元に配らせていただいた資料一とその をまず御覧いただきたいと思いますが、これは文科省に御努力をいただいて関連データを整理していただいたものであります。

ここから見えてくるのは、例えば二〇〇五年ですけれども、定数が五千七十七、〇七年度は五千二十三、それに対して正規の数が、〇五年度は三千九百二十八、〇七年度は三千八百二十九、正規の割合が、八三・二%が〇五年度、〇七年度が八一・六%ということで、**逡減**傾向にあるわけでありませう。

この雇用形態というものを見ていただくとお分かりかと思ひますが、〇五年度でいへば、東京、富山は一〇〇%がその実数に占める正規職員の割合になっていませうが、一方で静岡を見ると、実数に占める正規職員の割合が五七・七%。〇七年度を見ますと、東京は相変わらず一〇〇%ということになっていませうが、佐賀も一〇〇%。この佐賀に至っては、定数は百十七のところを実数百五十六ということで、そしてその実数に占める正規職員の割合が一〇〇%という大変熱心に取り組まれているところもあるかと思へば、福島の方では実数に占める正規職員の割合が五〇・九%と。このように都道府県を見ても非常にばらつきがあるということでありませう。

この実態は、やはり寄宿舍というものの重要性というものがいろいろと認識されているわけでありませうけれども、その重要性というものを考えたときに、本当にこういうふうな状況のままでいいのかということが疑問になってくるわけでありませう。

この寄宿舍の在り方について、地方の自主性に任せたいといういわゆる待ちの姿勢であって、世界的な潮流になっていませう共に生き、共に学び育つインクルーシブ教育の推進というのはなかなか現実のものになってこないんではないかというふうに思ひませうけれども、文科省はどのようにこの認識をされているかお尋ねをしたいと思ひませう。

**○政府参考人(金森越哉君)** 特別支援学校の寄宿舍指導員のうち正規職員の占める割合は平成十七年度に比へまして平成十九年度は減少してありますが、その主な理由といたしましては、寄宿舍に入る児童生徒数が年々減少傾向にございまして、今後の動向が不透明なため正規職員の新規採用を控えていることによると聞いておひませう。また、都道府県による正規職員の割合の差異は、寄宿舍入居児童生徒数の現状や動向等の違いによるものと認識をいたしておひませう。

こうした寄宿舍指導員を実際にどのように配置するかは都道府県教育委員会の判断によるところではございますが、文部科学省といたしましては、寄宿舍における児童生徒の入居状況を踏まえ、これら児童生徒の日常生活上の世話や生活指導がしっかりと行われるよう、各自治体において寄宿舍指導員を適切に配置すべきものと考えているところでございます。

○[那谷屋正義君](#) 今入居希望者の減少というお話がありましたけれども、確かにそういったこともあるかもしれませんが、しかし、逆に言うと、そこに入舎したくても、そこに現実に指導員が配置されていないがためにもう手いっぱいということ、まだ定員が空いているにもかかわらずそこに入れないという例も実はあるので、そういうデータを文科省は御存じなのかどうかということがちょっと今のお答えを聞いていて疑問に思ったわけであります。

必ずしも少ないからどうのこうのということじゃなしに、やはりいづれにしても、本来の実数に対して、やっぱり臨任、臨任というか正規職員でない場合の人たちがこんなにたくさんいるところもあればそうでないところもあるというこのばらつきそのものは、やはりだれが見てもこのままでは放置できないなというふうな認識に立つというのが私は普通の見方だろうというふうに思います。それは入居者数がどうのこうのによってどうのこうのというふうな言い方は、余り聞きたくないお話だなというふうには思いますけれども。

一つ、この寄宿舍に対して、学校教育法七十八条に、特別支援学校には、寄宿舍を設けなければならないというふうになっています。ただし書規定というのがありますけれども、それはそれとして、この寄宿舍の設置目的というものを考えたときに、単に遠隔地の子供の通学保障というものに限定されているわけではないというふうに私は認識をしておりますが、それで間違いはないかどうか、イエスかノーかだけでお願いいたします。

○[政府参考人（金森越哉君）](#) 御指摘のように、寄宿舍は、入舎した障害のある児童生徒が毎日の生活を営みながら生活のリズムをつくるなど生活基盤を整えることができ、これら児童生徒の自立と社会参加を図る上で一定の役割を果たしているものと考えております。

○[那谷屋正義君](#) この役割についてはまたもう少し後ほどお話ししたいと思っておりますけれども、そうであるならば、東京都に見られるような通学保障に限定した寄宿舍利用を制限させるやり方というのは、やはりこの法に反するというか、その法の理念を踏まえたものではないと

いうふうに思うわけでありませう。

また、先ほど言いましたけれども、入舎希望者の減少を理由に統廃合も進められているわけでありませうけれども、利用者が定員に満たない寄宿舍でも、指導員の手が足りずに入舎を制限しているところもあります。開設時から一度も見直されていない定員を基準に議論をするのはおかしいという識者の説得的な疑問もあるわけでありませうけれども、これについてどのようにお考えでしょうか。

**○政府参考人（金森越哉君）** 寄宿舍は、基本的には通学が困難な児童生徒のために特別支援学校の設置者である自治体の判断と責任において設置するものでございませう。例えば、こうした寄宿舍を統廃合するかどうかにつきましても、設置者である自治体において特別支援学校の設置状況や児童生徒の通学状況など考慮しつつ適切に判断されるべきものと考えておりませう。

私どもといたしましては、寄宿舍の統廃合などによって特別支援学校に在籍する児童生徒の通学が困難となることのないよう、それぞれの設置者において相応の措置が講じられることが重要であると考えているところでございませう。

**○那谷屋正義君** そこまでは大体認識としては共有できるかなと思っただけですが、実は高等部の寄宿舍においては、卒業後に自らの居住地域で生活していくためのスキルや人間関係の形成のために指導員の方が銀行、郵便局の使い方あるいは社会福祉協議会や支援機関などの福祉機関の利用方法の習熟などなど、地域とのつなぎ役というものを果たしているケースがございませう。

また、多くの寄宿舍の中では、自立生活体験の一環として、水道、ガスコンロ、炊事用具、これは私も指導員ただかなきゃいけないかもしれませうが、包丁とかまな刀、なべ、食器等、冷蔵庫等が備えられた部屋で一人で生活するために必要な実践の積み重ねなど、卒業後の暮らしを想定した支援も行っています。このような日々の暮らしを営むために、実際に役立つ移行支援等も大きな役割とする高等部の寄宿舍機能の充実強化というものが今求められているのではないかといいうふうに思うところでありませうけれども、いかがでしょうか。

**○政府参考人（金森越哉君）** 寄宿舍は、入舎する児童生徒の自立と社会参加を図る上で一定の役割を果たしており、特に御指摘ございましたように、特別支援学校の高等部の寄宿舍では卒業後の社会生活への円滑な移行に向けた指導が行われることが期待されているところでございませう。また、一部の寄宿舍におきましては、生活や就労などの課

題を抱えた卒業生のために卒業後の相談や支援を行っている事例もございませう。こうした寄宿舍機能の充実強化を含め、具体的な寄宿舍の在り方につきましては、設置者である自治体において児童生徒の障害の状況や地域の特性などを踏まえ適切に御判断いただくべき事柄でございませうが、卒業後の相談、支援につきましては在籍する児童生徒への十分な指導、支援が確保されることを前提として行われるべきものと考えております。

文部科学省といたしましては、各自治体において特別支援学校在籍者のニーズに応じ寄宿舍機能の充実強化が必要な場合には、例えば施設設備の整備補助などを通じて適切に支援してまいりたいと考えているところでございませう。

○[那谷屋正義君](#) 是非適切に、前向きに支援をしていただきたいというふうに思うところであります。

二〇〇六年の四月の本委員会では、同僚の神本委員が寄宿舍指導員の役割についてやはり質問をされました。そのときに、特別支援学校の転換に際しまして、こういった教員以外の方が様々なセンター的機能の発揮のためにいろいろな役割を担っていかうということを私どもも期待をしていると、当時の銭谷初中局長でありますけれども、答弁をされています。地域の幼稚園、保育所、小学校、中学校、そして高校のそれぞれの成長段階で種々の課題を抱える子供たちの生活面の相談、支援等に関して、この寄宿舍指導員が貴重な、そして必要な役割を担ってきたという実績がございませう。

例えば、昼夜逆転などの生活の立て直しですとか、家族環境の立て直しのために一時的に寄宿舍を利用する子供たちへのサポート、あるいは規則正しい生活や生活場面での集団生活のルールなどを学ぶために寄宿舍を利用するケースもあり、指導員は文字どおり、もう二十四時間、対応に近い形で粘り強く接してこられています。

これらの取組というのは特別支援地域連絡協議会からも高い評価を得ているところでありますけれども、そしてさらに、また今後も、指導員の方々にすればこれからは様々な課題に対応していくために日々努力、創意工夫を重ねられていく、そういうつもりもあるということでもあります。

こうした認識を共有していただけるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○[政府参考人（金森越哉君）](#) 学校教育法上、寄宿舍指導員は、寄宿舍における幼児、児童、生徒の日常生活上の世話や生活指導に従事する

こととされております。お話がございましたように、具体的には、例えば入舎した生徒の日常的な食事や入浴、洗濯などに対する支援を通じて基本的な生活技術を身に付けさせたり、掃除などを通じて協力する態度を養ったりするほか、日用品費を管理させることを通じて金銭を適切に扱う能力を養う指導などが行われております。

このような寄宿舍指導員が行ってきた日常生活上の世話や生活指導は、児童生徒などが毎日の生活を営みながら生活のリズムをつくるなど生活の基盤を整え、自立し、社会参加する力を培う上で重要な役割を果たしてきたものと私どもも考えているところでございます。

**○那谷屋正義君** 今のようないわゆる寄宿舍の役割、そして指導員の方たちの行くべきこととかやっていただくことについて、ほぼ認識は一致するんですけども、先ほどお話がありましたように、必要とあれば文科省も必要な支援をというお話がありました。

例えば、快適な居住環境の保障というふうな観点でいきますと、例えば今、一室四人部屋というふうな状況がございます。これは決していい環境というふうにはならないし、そういう意味ではこのところはきちっと環境整備をしていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんですけども、こうした環境整備ということについて、もう少し決意を聞かせていただけたらと思うんですけども。

**○政府参考人（布村幸彦君）** お尋ねの寄宿舍の居住環境につきまして、計画・設計上の留意事項というものを文部科学省で定めております。具体的には、特別支援学校施設整備指針というものでございますが、その中で、舎室は利用する幼児児童生徒の障害の状態や特性、また利用人数等に応じた規模とすることとすることを定め、また複数人で一室とする場合については、発達段階などに応じまして個人的な利用のできるスペースを適宜計画することが望ましいという形で定めさせていただきます。

これらを踏まえて、都道府県において、基本的に都道府県におきまして寄宿舍の居室の利用形態を定められているという実態で、文部科学省において寄宿舍の舎室について具体的に一室に何名とするという定め方はしていないというのが実態でございます。また、舎室の利用人数を変更されて、より快適な居住環境を確保するために必要となる寄宿舍の増築あるいは大規模な改造の事業を行われる際には、国として国庫補助制度を設けているところでございます。

先生おっしゃられたように、寄宿舍につきましては、子供たちの日常生活の自立を促す環境として良好な環境条件を確保することは重要

な課題であると受け止めております。今後とも、各地方公共団体の要望に応じまして、寄宿舍の整備に対しまして必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

**○那谷屋正義君** 公共団体からの御要望にというふうなお話だったと思いますけれども、それも大事ですけれども、それが基本なんでしょうけれども、是非現場に行っていたら、ある意味これではなというところが必ず出てきます。私も静岡の方を見に行ってきましたけれども、実際に本当に、子供たちは授業が終わって自分たちの部屋に行ったときに、私の家みたいにランドセルだとかかばんがあちこちほっぽってなくて、きちっと掛けてある。そういうところがきちっとしているんですけれども、しかし今言ったように四人で一つの、一つと言っても広かったらいいんですけれども、そうじゃない。ある意味、申し訳ないけれども、ウナギの寝床のようなところに四人いるとかというと、何か寝台列車を思い出すような、そういうような状況にもなっているところがありますので、そういう意味では、せっかくのそういった思いを遂げるということであれば、是非その環境整備に力を前向きに自ら、受け身だけでなくやっていただきたいというふうに思います。

もう一つ、寄宿舍指導員の現状でありますけれども、正規職員の非正規への置き換えとか、退職者不補充というのが実はあるんです。退職者不補充というのがあります。そういう意味では、職場の構成がいわゆる逆ピラミッド化というふうになっておりまして、石川県では、もしも今年度その退職者補充が実施されないと、十九年間連続放置されたままというふうな例もございます。一方で、その一つ隣の、一つかな、隣の新潟県では補充が完璧に行われているというような、そういった面白いことが起こっているわけですが。

いずれにしても、この寄宿舍指導員が担う役割の重要性というものをしっかり位置付けて、定数基準の見直しも含めた必要な改善を早急に行うべきだと考えますけれども、それについてどのようにお考えになりますか。

**○国務大臣（塩谷立君）** 今の寄宿舍の在り方あるいは指導員の定数の問題等、資料等を提示していただいた各県でかなりばらつきがあるということも踏まえて、我々としてはこれまでも教職員の定数改善計画によって、寄宿舍の寄宿する生徒への指導の充実や、小規模の寄宿舍における寄宿舍指導員の勤務条件の改善を図るための定数改善を行ってきたところでございますが、実態をしっかりと状況を踏まえて、

必要な定数の確保に今後とも努めてまいりたいと考えております。静岡県等の例とかいろいろと見ていただいたり、そういったことも含めて、今後必要な対応をしていく必要があると思っております。

○[那谷屋正義君](#) 是非お願いをしたいと思っております。今の大臣のお話が現場の方々に勇気と希望が持てる、そんなお答えになればと、それが実現すればそれがそういうふうになるわけで、よろしくお願いをしたいと思っております。

それからもう一つ、拡大教科書問題について御質問をしていきたいというふうに思います。

これも理事会の方でお許しをいただいて、私が文科省の方に泣いて頼んで、この委員会で皆さんに回覧をさしてくださいということをお願いをしたものでございます。今、回覧さしていただいておりますので、是非御覧おきいただければというふうに思いますけれども。

昨年、議員立法によって全会一致で教科書バリアフリー法というのが成立いたしました。教科書発行者自らが拡大教科書を発行することが、まあ義務ではなくて、一応努力義務として盛り込まれたわけでありまして。

この法律は今年度から使用される教科書に適用されることになっているわけでありましてけれども、義務教育の検定教科書四百二十七点のうち新たに出版された拡大教科書は八十五点にとどまり、これまで出版されていた六十九点と合わせると百五十四点、四百二十七点中の百五十四点ということで、全体の約三六%というふうなことになります。

小中学校の通常学級に通う弱視の子供たちは、〇五年度で約千七百三十九人。これは、いろいろと見てもらって申し訳ないんですが、お配りしました資料二の方にも載っております。資料二の下の方ですね、千七百三十九人で、この年度に拡大教科書を実際に手にできた子供はこのうちの六百四人にすぎないということでございます。約三分の一強ということでしょうか。〇七年度の給与人数は六百十八人と、ほぼ横ばいの状態で推移しているわけでありまして。拡大教科書の約八割、これは真ん中の円グラフを見ていただければと思いますが、このピンク色のものがボランティア団体が作られているということで一%、そして民間発行者が一三%、教科書発行者が六%という、こういうふうな今状況になっております。まさに、ボランティアの方々の骨身を削るような日々が費やされても、なおこういう現状になっているということでありまして。

大臣のお手元に今あるんでしょうか、国語の教科書で手書きの、これはボランティアの方が作られた教科書ですけど、手書きであります。これは字がうまいなということもありますけれども、本当に何というか、見ただけで心が何か安らぐ、そういう教科書になっています。あれは通常の教科書の三分の一になっていまして、実際には教科書の一冊分のあれの三倍の厚さになるという、そういうふうなものになっていますけれども、それだけ非常に時間と手間が掛かっているわけでありまして、そういう方たちに頼っているのが八割強ということになっているわけでありまして。

教科書バリアフリー法というものがせっかくできたにもかかわらず、その効力というのがまだまだだなというふうに思うわけでありましてけれども、その原因は一体どんなところにあるのか、お考えをお聞かせいただければと思います。

○政府参考人（金森越哉君） 障害のある児童及び生徒のための教科用図書等の普及の促進等に関する法律の成立を受けまして、できるだけ多くの弱視児童生徒が利用できる拡大教科書の標準規格を文部科学省として策定、公表し、これを教科書発行者などに周知することによって拡大教科書の発行を促しているところでございます。

こうした取組によりまして、御指摘ございましたように、平成二十一年度から新たに八十五点の小中学校の拡大教科書が発行され、教科書会社から発行される拡大教科書は、義務教育段階で計百五十四点となったところでございます。

ただ一方で、小中学校のいわゆる五教科、国語、社会、算数・数学、理科、英語といった五教科につきましても、まだ一部教科書発行者の教科書については拡大教科書が発行されてないものがございますし、図画工作や美術などの教科につきましても作成がなされておらないのが実情でございます。

このことにつきましては、拡大教科書の標準規格の策定が昨年十二月でございまして、拡大教科書の製作に係る編集レイアウトの変更や教科ごとの特性などのノウハウなどがまだ教科書発行者に十分浸透していないことや、拡大教科書の作成には相当な労力と時間が必要であることなどがその原因として考えられるところでございます。

○那谷屋正義君 今拡大教科書の五教科について云々という話がありましたけれども、実は図工とか美術といった主要教科以外の教科書で発行に踏み切った会社はいまだ出ずじまいという状況です。そして、高校の教科書についても、これまでも一点の発行もないままというい

わゆる不名誉なゼロ更新、ゼロ記録を更新しているという、そういう状況であります。

いろんな理由があるんだろうというふうに思いますけれども、やはりまず子供たちの利益優先というものを先に考えるならば、作成に大きな困難が伴うからとか、あるいは時間を食う割には利用者が少ないとか、いわゆる教科書発行者への配慮に重きを置くやり方というものはそろそろ改めなければいけないというふうに思うわけであります。確かに、今年の十二月からということで期間が短いと、だから今後は展望されるのではないかというふうな期待があるのかもしれませんが、しかしその一方で、向こう一、二年、二、三年の間にまた新たな学習指導要領に基づく教科書が発行される、どうせそこで変わるのであるならばというような考え方が仮に出てくるとすれば、これはとんでもないことで。それまでの二年、三年の間の子供たちの学習の権利を妨げることになるわけでありますから、そういう意味では、子どもの権利条約第三条でも、子供の最善の利益こそが第一に考慮されるべきというふうなうたっているわけですので、是非このところはしっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、もう一度お願いいたします。

○**政府参考人（金森越哉君）** 私どもといたしましては、教科書発行者による拡大教科書の発行を促進いたしますため、標準規格を策定し、教科書発行者への周知を行ってきたところでございます。

今後は、作成に係るレイアウトの変更や各教科ごとの特性など、拡大教科書作成のノウハウなどを伝える研修会などの開催を通じて、教科書発行者に対して標準規格の趣旨や内容を更に周知してまいりたいと考えております。

また、教科書発行者による拡大教科書の発行情報を教育委員会や学校に一層周知する取組を行い、教科書発行者による拡大教科書の発行を促していきたいと考えております。

こうした取組により、今後とも教科書発行者による拡大教科書の発行を促進するための必要な措置を積極的に講じてまいりたいと考えております。

○**那谷屋正義君** 冒頭申しましたけれども、その教科書バリアフリー法の中で努力義務になっているというところ、ここが実は私は大きなネックなんだろうというふうに思うわけであります。これはもう完全に義務化するべきではないかというぐらい思うわけですね。しかし、今言われたように、様々な条件というか問題もある中で、やはり努力義

務が現段階では妥当だろうということの中の法案の文なんだろうというふうに思いますけれども、それではこの問題はやはり先に進んでいかないうふうにするかというふうなことについて、真剣に文科省の方としてそのところは解決に乗り出していかなければいけないだろうというふうに思うわけであります。

例えば、就学時健康診断の際に、これは多く入学前の秋ごろ行われるわけですが、対象となり得る子供たちについて、拡大教科書の必要性や要望等を各設置者が把握をし、この時点でその給与人数等を確定し、そして教科書発行者に通知すれば、ある意味十分な作成期間も保証できるし作り損の弊害も最小限のものにできるのではないかと、こんなふうに思うわけであります。

ところで、そういう意味ではその就学時健診ということは新入生の需要予測しかできないわけですから、このニーズというものは。しかしそうはいくものの、中学卒業時までには少なくとも活用できるわけであります。そういうふうな努力あるいは知恵を出し合う中で、子供たちに必ず行き渡る方法を見つけるということ、この意欲が非常に大事ではないかと思えます。

なお、この就学時健診の問題について、学校現場では、学校保健安全法の第十一条で規定されているわけでありますけれども、障害のある子供たちの差別、選別の場とならないよう取り組んでいることも是非この場で押さえておかなければいけないというふうに思うところであります。

当事者、子供や保護者の要望、意向等を尊重し、具体的な準備等を進めていくことは学校現場に求められている対応というふうに言えると思えます。この観点から、拡大教科書についても正確なニーズ把握のための機会として活用することも可能ではないかというふうに一つの提言をしているところでありますけれども、いかがでしょうか。

**○政府参考人（金森越哉君）** 拡大教科書の無償給与につきましては、障害のある児童及び生徒のための教科用図書等の普及の促進等に関する法律に基づき、都道府県教育委員会から拡大教科書の需要数の報告を受け、国が教科書発行者に対し発行の種類や部数の通知をする仕組みとなっております。

拡大教科書を無償給与するに当たりましては、御指摘のように必要とする児童生徒のニーズを正確に把握することは重要なこととごさい

まして、都道府県教育委員会等に対して様々な機会を通じて指導するなど、引き続き正確なニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

就学時の健康診断を活用することにつきましては、新入生についてのニーズを把握するための参考情報の一つとなり得ると考えられますが、児童生徒のプライバシーに相応の配慮が求められますとともに、弱視の状態は就学後も変化する場合があることに十分留意する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、拡大教科書の正確なニーズの把握のためには、学校や市町村、都道府県教育委員会などが密に連携して対応していくことが重要でございます、引き続き指導を行ってまいりたいと存じます。

**○那谷屋正義君** 仮に新学期を迎えて不要になってしまった拡大教科書というのが発生したときに、それをどうするか。私は、その分は文科省が責任を持って買い取る仕組みを講じるべきではないかというふうに端的に言わせていただきたいというふうに思います。これが無駄であるというようなことには決してならない、あるいは言えないのではないかというふうに思います。子供たちの間に横たわるいわゆる格差、不平等、権利侵害をなくすための費用に無駄という概念が私は入り込む余地など皆無ではないかというふうに思うわけであります。

○七年度の実績額は約七千六百万円、これもお配りしました資料二をもう一度御覧いただけたらと思っておりますけれども、○七年度は約七千六百万円です。これにかかわる給与人数の割合が大体全体の三分の一強といたしますと、七千六百万円の三倍で考えれば二億円ちょっとということで事足りる計算になるわけであります。この買取り制の導入を含めて、拡大教科書作成費確保に向けた決意をお聞かせいただきたいというふうに思います。

**○国務大臣（塩谷立君）** 今日、この拡大教科書を拝見させていただきまして、大変なボランティアの方の努力ですばらしい教科書ができています、本当にうれしく思う次第でございますが、実際はまだ三分の一程度ということで、しかしながら、○七年度が七千六百万ということで、これをしっかり予算も取ると同時に、やはりこの手間が相当掛かるということで、教科書発行会社に私どもとしてはいろんな形で今努力を促しているところでございますので、確実にすべての生徒に、要望にこたえることができるように積極的に今後取り組んでまいりたいと考えております。

**○那谷屋正義君** 今日は大臣の顔が大変神々しく見えるのは気のせいかどうか分かりませんが、大変力強い決意を今いただいているところだというふうに思っております。

ボランティア団体では、拡大教科書を作成した際にマスターコピーを取っておきまして、同じ教科書の依頼があった場合はそのマスターコピーを利用して拡大教科書を作成しているというふうに伺っています。ところが、先ほど申し上げました新学習指導要領の全面実施になりますと、小学校では二〇一一年度、中学校では二〇一二年度からなるわけではありますが、全面実施に伴って使用される新しい教科書についてはマスターコピーが存在していません。ボランティア団体は、一からの作業となるために非常に負担が大きくなってございます。是非、必要な子供たち全員に拡大教科書を届けるためには、遅くとも新学習指導要領の全面実施の時点では、教科書発行者がすべての教科書について拡大教科書を必ず発行せざるを得ない具体的政策誘導策を準備すべきであることを強く要望をしておきたいというふうに思います。

さらに、拡大教科書というか、教科書バリアフリー法では、視覚障害というか、弱視の方だけでなく、発達障害等も含め、障害のある児童生徒すべてが対象になっております。発達障害の児童生徒には、例えばマルチメディアD A I S Y化された教材が適しているというふうにも言われています。今後、発達障害等の子供たちに対する環境の充実に向けて、実際に効く、有効的な施策等をどう講じていこうと考えていらっしゃるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

**○政府参考人（金森越哉君）** 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律、いわゆる教科書バリアフリー法では、発達障害のある児童生徒が使用する教科用特定図書等の整備充実を図るため、必要な調査研究等を推進する旨が規定されております。これを踏まえ、文部科学省では、本年度から新たに、発達障害等の子供の障害特性に応じた教科書等の在り方やこれらの教育的効果などについて実証研究を行うことといたしております。

この調査研究事業では、先般、専門の委員による審査評価を経て、四つの団体を実施主体として選定したところでございまして、このうち東京大学先端科学技術研究センターでは、パソコンなどの支援技術を活用し電子化された教材の作成、教育課程との関連性の研究や協力校での実証研究を行うことといたしております。また、財団法人日本障害児リハビリテーション協会では、マルチメディアD A I S Y教材に主眼を置き、電子教科書の備えるべき機能の研究や教科書等の試作

及び実証研究など行うことといたしております。

文部科学省といたしましては、これらの調査研究成果を踏まえ、発達障害のある児童生徒が教科学習における困難を克服し、障害の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、教材等の学習環境の整備を進めてまいりたいと考えております。